

徳島県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年6月6日

徳島県監査委員	鹿	山	公	弘
同	大	西	康	生
同	福	山	正	啓
同	井	村	保	裕
同	平	山	尚	道

監査結果の公表年月日	令和7年2月14日
監査の結果	講じた措置
＜公益財団法人徳島県建設技術センター＞ 単価契約において、単価等が変更したものについて不適切な事務処理をしているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、照明灯修繕の単価契約について、製品の仕様・単価の変更があった際の理事長決裁において、変更理由の説明を決裁書に明記せず、口頭で行うとともに、変更内容を当初契約書に書き込んだものである。 指摘を受け、変更時の決裁書には、変更の理由や仕様・金額等の変更点を明記し、変更内容が容易に理解できる決裁書とすることとした。 さらに、LED照明のような改良等が頻繁に行われている製品については、契約方法を単価契約によらず、修繕が必要となった時点で速やかに見積書を徴取し、案件ごとの個別契約とする取扱いについて、関係職員に通知した。 今後とも、これらの取組により適正な事務の執行に努める。